

四国ブロック県社会福祉協議会 災害時支援協定

(目的)

第1条 この協定は、四国ブロック管内で災害が発生し、単独では十分な救援活動が実施できないと認められる場合、被災地の県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が他の県社協に支援を要請し、相互支援の精神に基づき、救援活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として災害対策基本法で定義されている地震、津波、風水害等で、災害救助法が適用され、住民生活に甚大な支障が生じ、被災地社協より支援要請のあった大規模災害とする。

(幹事県社協の設置)

第3条 この協定に基づく日常的な取り組み及び災害時の組織的な救援活動の準備を行うために、幹事県社協を設置する。

- 2 幹事県社協は、四国ブロック幹事県社協が行う。但し、幹事県社協が被災地となり、その役割を遂行することが困難となった場合は、次期幹事県社協が行うものとする。
- 3 幹事県社協の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 相互支援のための日常的な情報・資料の収集と提供に関すること
 - (2) 災害発生直後の被災状況の把握及び支援に関する連絡、協議に関すること
 - (3) 四国ブロック各県社協への支援要請に関すること
 - (4) 全社協及び他ブロック社協への支援要請に関すること
 - (5) 全社協及び他ブロック社協からの支援要請に係る連絡調整に関すること
- 4 被災地県社協は、単独では十分な救援活動が実施できないと認められる場合、幹事県社協に支援を要請する。
- 5 各県社協は、幹事県社協から要請があった場合、協定に基づき必要な支援を行うものとする。

(連絡窓口)

第4条 各県社協は、予めこの協定に関する担当部署を定め、必要事項を幹事県社協に提出するものとする。

(支援内容)

第5条 相互支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 社協職員の派遣
社協職員は、社協活動の専門性が発揮できる次の業務に従事する。
 - ア 被災地支援のボランティアコーディネート
 - イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供
 - ウ 生活福祉資金特別貸付業務の実施
 - エ その他救援活動に必要な事項
- (2) ボランティアによる救援活動の支援調整
- (3) 社会福祉施設に対する救援活動の支援調整
- (4) 救援活動に必要な物資の提供及び斡旋

(経費)

第6条 救援活動に係る社協職員の派遣に要する経費は、支援した社協の負担とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、四国ブロック県社協常務理事・事務局長会議の協議を経て定めるものとする。

附則

この協定は、平成17年7月26日から効力を生じるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書4通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年7月26日

四国ブロック県社会福祉協議会 災害時支援協定 実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、「四国ブロック県社会福祉協議会 災害時支援協定」(以下「協定」という。)第7条に基づき、協定の実施に必要な細目を定めるものとする。

(連絡窓口等)

第2条 各県社協は、協定第4条に定める連絡窓口を別紙1により、毎年4月15日までに、幹事県社協に提出するものとする。

2 幹事県社協は、毎年4月末までに、協定第4条に定める各県社協の連絡窓口を別紙2にまとめ、各県社協に送付するものとする。

3 幹事県社協は、必要に応じて各県社協担当者会議を開催できるものとする。

(支援内容)

第3条 協定第5条に定める支援の社協職員等の派遣の際には、名札等により、その身分を明らかにするものとする。

2 支援職員等は、災害の状況に応じ、必要な機材等を携行するものとする。

(経費の負担等)

第4条 協定第6条に定める社協職員の派遣旅費、食糧費、救援活動で使用する機材等の経費は、原則として支援した社協が負担するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目に定めのない事項は、四国ブロック県社協常務理事・事務局長会議の協議を経て定めるものとする。

附則

1 この実施細目は、協定の発効する日から適用するものとする。

2 平成17年度及び平成18年度の幹事県社協は、協定第3条第2項の規定にかかわらず、愛媛県社協が行うものとする。